

厚生労働大臣  
根本 匠 様

一般社団法人 全国保育連盟 第五回提言

## 府子本第 852 号における公定価格の算定方法の厳守について

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、保育の申込者数が急増し、国、自治体、保育所等運営事業者は、待機児童に対する継続的な対策を推進しています。

保育所等運営事業者で構成される私たち連盟では、その対策の中でも、平成 28 年 4 月 7 日に通知された「雇児発 0407 第 2 号」の「規制の弾力化・人材確保等」(以下、「弾力化」という)の対策は、待機児童の解消に大きく貢献してきたと考えています。

「弾力化」については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う 実施上の留意事項について」の一部改正について「平成 29 年 10 月 27 日、府子本第 852 号」の別紙 2(保育所(保育認定 2・3 号))で示されております。

しかしながら、一部自治体において、直近の待機児童が減少したこと等を理由に、「弾力化」の方針を見直す動きが出てきております。私たち連盟に属する保育所等運営事業者は、待機児童解消を最も優先的な課題として取組みを続けており、この自治体の動きは受け入れがたい現状があります。

尚、現場実態として保育士不足が深刻な事から 2020 年に向けた待機児童解消推進施策は、無理な数字合わせだけになり新たな社会問題を作り出すと私たちは危惧しております。

これまで待機児童解消に向けて緊急対策を講じてきたことにより、保育の受け皿を拡大してきた重要性を鑑み、国として通知する制度、方針を各自治体が独自の判断で解釈することがないようにしていただきたくお願い申し上げます。

平成 30 年 12 月 20 日

一般社団法人 全国保育連盟

理事長 古川 浩一郎



タイトル	「弾力化」対策の継続を
提案内容	<p>「弾力化」については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う 実施上の留意事項について」の一部改正について「平成 29 年 10 月 27 日、府子本第 852 号」の別紙 2（保育所（保育認定 2・3号））で示されております。その中の公定価格の算定方法【別添資料 1】のうち、定員超過入所の柔軟な実施として、連続する過去の 5 年度間において常に利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が 120%以上である場合に、公定価格が減額される取扱いについての方針継続について、これまで待機児童解消に向けて緊急対策を講じてきたことにより、保育の受け皿を拡大してきた重要性を鑑み、国として通知する制度、方針を各自治体が独自の判断で解釈することがないようにしていただきたくお願い申し上げます。</p>
要望背景	<p>一部自治体において、直近の待機児童が減少したこと等を理由に、「弾力化」の方針を見直す動きが出てきております。</p> <p>また、公定価格 FAQ（平成 30 年 9 月 27 日）No.16,17【別添資料 2】および自治体向け FAQ（平成 30 年 3 月 30 日）No.96,97【別添資料 3】では、連続する過去 2 年間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が 120%以上の場合に利用定員を見直すことが必要となっており、保育所（保育認定 2・3号）に対する府子本第 852 号の通知と異なる方針が示されています。</p> <p>弊連盟に属する保育所等運営事業者は、待機児童解消を最も優先的な課題として「府子本第 852 号」で示された内容を基に取組みを続けておりますが、このような中、上記の自治体の動きは保育事業者に当該園の採算悪化や待機児童の増加につながる恐れがあります。</p> <p>利用定員変更を強制されてしまうと、今後の保育所等の運営継続に支障が出かねません。また、定員超過入所の柔軟な実施が継続されないとすると、各保育所等が受入児童数を一斉に縮小することにより、待機児童の増加が懸念されます。</p>
促進策について	<p>府子本第 852 号の通知内容の方針継続について各自治体への徹底と、公定価格 FAQ（平成 30 年 9 月 27 日）No.16,17【別添資料 2】および自治体向け FAQ（平成 30 年 3 月 30 日）No.96,97【別添資料 3】の内容が「府子本第 852 号」の通知内容と異なることについて是正いただくことを提言致します。</p>